

標題

欧州連合による船舶からの大気汚染防止に関する燃料油(船用ガス燃料油)の規制について

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0709  
発行日 2007 年 9 月 18 日

各位

2006 年 12 月 14 日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-0687 にてご連絡しておりますように、船上で使用される燃料油について、MARPOL 73/78 ANNEX VI 条約(船舶からの大気汚染防止のための規則)とは別に、欧州連合による独自の規制が施行されています。

TEC-0687 では、欧州委員会指令 1999/32/EC の改訂版である 2005/33/EC による燃料油規制についてご連絡いたしました。本テクニカル・インフォメーションでは、1999/32/EC により 2000 年 7 月から既に開始されている船用ガス燃料油(Marine Gas Oil:以下 MGO と呼ぶ)の規制につきまして、要求事項の一部が 2008 年 1 月 1 日より変更されますので、その概要についてご連絡いたします。

(変更前:2000 年 7 月より 2007 年 12 月 31 日まで適用)

欧州連合加盟国の領域内において、硫黄分濃度 0.2%を超える MGO の使用を禁止する。

(変更後:2008 年 1 月 1 日以降に適用)

欧州連合加盟国の領域内において、硫黄分濃度 0.1%を超える MGO の使用を禁止する。

ここで、MGO の定義は、1999/32/EC において「ISO 8217 (1996) の表 I に示される船用蒸留油における粘度又は密度の規定を満足する船用燃料油」とされていましたが、2005/33/EC におきまして、同定義は、「ISO 8217 の表 I に示される DMX 級又は DMA 級燃料油における粘度又は密度の規定を満足する船用燃料油」に修正されています。従いまして、2005/33/EC を既に自国法規に取り入れた欧州連合加盟国におきましては、後者の定義に従って規制が実施されますのでご留意願います。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 機関部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2022 / 2023

Fax: 03-5226-2024

E-mail: mcd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。